



行政書士法人Luxent（ラクセント）

# 2026年施行・改正行政書士法が 外国人雇用実務に与える影響と対策

実務対応と「法務パートナープラン」のご提案

# 行政書士法人Luxent（ラクセント）

住所：福岡県福岡市博多区東比恵3丁目19-24

MODERN BUREAU東比恵 601号室

- 2023年 船津・安藤の個人事務所を統合して法人設立
- 申請取次行政書士2名在籍
- 創業当初より外国人在留資格の取得サポートを行い、特定技能・技人国などの就労ビザを中心にサポート。

## ●運営メディア

外国人のためのビザ情報サイト

**ビザナビ JAPAN**



**SERVICE**

**許認可申請** Application for permission

民法、旅館業、建設業、飲食業、その他の許認可申請を行います。申請手続きのストレスを軽減し、事業に集中していただけるようサポートします。

[詳しくみる](#) →

**在留手続** Residency procedures

就労資格（特定技能・技人国など）、身分資格（永住者・日本人の配偶者など）の申請手続きをサポートします。企業のリスク管理・外国人のライフプランの実現を目指して長期的にサポートします。

[詳しくみる](#) →



# 2026年 行政書士法改正によって無資格者の書類作成が不可に

## 「いかなる名目によるかを問わず」の文言追加

### 行政書士法 第19条第1項

他人の依頼を受け、「手数料」や「コンサルタント料」等いかなる名目によるかを問わず、対価を受領して、官公署に提出する書類等を作成することは（行政書士でない者は）できません。

2026年1月より、名目を問わず実質的に「対価を得て書類を作成・代行すること」が完全に違法（非行政書士行為）として条文上明確になりました。

→つまりグレーゾーンの明確化

総行第281号  
令和7年6月13日

各府省官房長等 殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

行政書士法の一部を改正する法律の公布について（通知）

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号。以下「改正法」という。）が、議員立法により成立し、本日、公布されました。改正法は令和8年1月1日に施行されることとされています。

改正法は、行政書士の使命及び職責に関する規定の創設のほか、特定行政書士（改正法による改正後の行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「新法」という。）第1条の4第2項に規定する特定行政書士をいう。以下同じ。）が行政庁に対する不服申立て手続の代理等を行うことができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。以下同じ。）に関するものを行政書士が「作成することができる」とすることや、同法第19条第1項の業務の制限に関する規定についてその趣旨の明確化を図ること等を内容としています。

各行政手続の所管部局におかれましては、下記事項にご留意いただくとともに、業務の制限に関する規定の改正によりその趣旨が明確化されることを踏まえ、別添の地方公共団体における取組も参考としながら、行政書士又は行政書士法人でない者による関与を防止するための取組を行っていただきますようお願いいたします。

併せて、本府省及び各地方支分部局等の各申請窓口にも、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地方公共団体に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

# 行政窓口での監視強化

## 行政書士法の違反防止への取り組み

「今までバレなかったから大丈夫」は通用しなくなります。

2026年1月の施行に伴い、国を挙げた無資格者の排除が始まっています。

### ■ 行政書士会・総務省からの通達

全国の都道府県知事を通じ、各行政窓口へ「行政書士法違反を未然に防ぐための適切な対応（通報等）」が強く求められています。

### ■ 厳格化される不法就労への取り締まり

外国人ビザに関する要件が厳格化される中、政府は省庁横断での不法就労やオーバーステイの外国人の摘発にも力をいれています。警察や出入国在留管理庁による調査はより一層厳格化される傾向にあります。

そのような捜査過程で無資格者の申請が発覚することもあります。

### 行政手続窓口等における行政書士法違反の防止に向けた取組について

- 行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の2及び第19条により禁止されています。
- 無資格者の関与により住民が不利益を被ることを防止するため、各行政手続を所管する都道府県・市町村の担当課室・窓口において、以下のような取組を行っていただくようお願いします。

#### ◆電子申請フォームに代理人欄を整備(東京都)

#### ◆窓口における注意事項の掲出



#### ◆申請様式に代理人行政書士の記載例を付記(滋賀県)

#### ◆ホームページにおける注意喚起の掲載(大阪市)



# 行政窓口での監視強化

**各手続きにおいて対価を受けての書類作成代行が原則不可に。**

## ■ 自動車販売店のケース

サービスで行っていた車庫証明・自動車登録申請の書類作成代行が、実質的に違法に。

→お客様自身での申請か行政書士への委任が必要。

## ■ 補助金申請のケース

行政書士資格を持たないコンサルタントが補助金申請の事業計画書作成において、添付書類の作成や行政への提出まで包括的なサポート。

→書類作成まで代理すると違法になる。

→税理士等であっても行政書士登録が必要となる場合がある。

**各種許認可をはじめ行政書士への委任状を必要とする手続きでは  
他の者が代理する余地がない。**

# 登録支援機関・組合が今後も書類作成を続けるリスク

## 刑罰の厳罰化でリスクが拡大

### 1. 刑事罰（刑法改正対応）

無資格での書類作成代行は「1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金」に処されます。

### 2. 両罰規定（法第23条の3）

担当者だけでなく、雇用している法人（会社・組合）に対しても100万円以下の罰金が科されます。）

### 3. 登録支援機関の「欠格事由」

罰金刑以上が確定すると、登録支援機関の欠格事由に該当し、登録取消し・事業継続不可という最大の経営リスクに直結します。

**支援機関や組合の機能がストップすると支援先の企業は新たな支援機関を探す必要があり、新たな雇用の停止や業務引継ぎなど大きな負担が発生。**

両罰規定による罰金

**100万円以下**

最悪のシナリオ

**登録取消し**

# 【解決策】 「法務パートナー」モデルの導入

## 役割分担で 適法かつ攻めの経営体制へシフト。

今後外国人材を積極的に受け入れて、自社の人材確保をお考えであれば、行政書士などの専門家とタッグを組む「法務パートナー体制」の構築が最適です。不安から解放され、それぞれの強みを活かすことができます。

### 受入機関（所属機関）の役割

外国人雇用の不安を払拭して本業に集中できる。書類や在留管理の手間軽減。外国人ビザに関する疑問や不安を専門家に直接相談が可能。

### 組合・登録支援機関の役割

質の高い「支援計画の実施」と「人材のフォロー・営業」に特化。**企業様・外国人労働者への支援関係をより強固に。**

### 行政書士の役割

リスクを排除した「適法な申請書類作成・取次ぎ」を担当。

# 【他士業との比較・整理】

税務や労務分野同様に今後のスタンダードに

企業法務の分野	担当専門家	主な委託業務	回避できる致命的リスク
税務・会計	税理士	決算書の作成、税務申告	脱税指摘、多額の追徴課税
労務・社会保険	社会保険労務士	給与計算、労基署対応	労働争議、ブラック企業認定
外国人材・許認可	行政書士 (Luxent)	ビザ申請、在留期限管理	不法就労助長、事業・登録の取消し

# Luxent法務パートナープランに含まれる主な内容



## 外国人在留資格の管理

在留期限の完全管理と自動アラート機能を備えたシステムでの在留管理で「うっかり失効」を防止。

余裕を持った更新申請のご案内を行います。



## 申請・報告のフルサポート

プロの視点で年1回の年次報告書作成をフルサポート。さらに、特定技能1号の更新申請費用は原則月額料金に含まれており安心です。

申請料金もパートナー優待価格でご提供します。



## いつでも頼れる法務相談

外国人ビザに関する疑問や不安を、チャットやメールにて専門家に随時直接相談が可能。本業に集中できる環境を提供します。

# 法務パートナープラン 料金一覧表

## 月額顧問料

※ 対象者1名あたりの料金

対象者総数（区分）	顧問料（1名あたり）
① 1～3名	11,000円
② 4～10名	8,800円
③ 11～50名	5,500円
④ 51～100名	4,400円
⑤ 101名以上	3,300円

## 基本報酬（手続・申請）

プラン初回導入費用 ※技能実習計画を新規に作成する場合のみ	110,000円
在留申請（認定・変更） ※特定技能・技能実習（1名あたり）	33,000円
建設分野での追加対応 ※国土交通省受入計画申請がある場合（1名あたり）	55,000円
技能実習1号から2号への変更許可申請（1名あたり）	16,500円
フィリピン MWO 申請手続き ※書類英語翻訳(約2~3万)、公証役場費用等(約1.2万)含む	110,000円

# 「スポット費用」 vs 「法務パートナー」

## 長期雇用を見据えた料金体系

項目	一般的なスポット価格	行政書士 (法務パートナー)
入社時(新規・変更)	132,000 ~ 165,000円/名	33,000円/名 (パートナー料金)
更新申請(年1回)	55,000円/名	0円(月額顧問料に含む)
顧問料	0円	月額 5,500円~/名
付随する申請 技能実習計画・国交省受入 計画・特定活動申請等	都度定価	パートナー価格 (相場の1/4程度)

# 長期視点で見るコストパフォーマンス



スポット費用は安く見えがちですが、離職・再入社時の再申請費用が大きな負担となります。法務パートナープランは「安心・安全なリスク回避料」が含まれた上で、長期的には突発的な支出を平準化し、トータルコストを抑えることが可能です。

# 「スポット費用」 vs 「法務パートナー」

必須のビザ申請（更新含む）だけでもパートナープランがお得です。付随申請費用も割引。  
スポットプランではさらに離職・再入社時に費用がかさみます。

	一般的なスポット価格	行政書士 (法務パートナー)
技能実習(3年間)	¥462,000	¥280,500
特定技能(5年間)	¥385,000	¥363,000
合計	¥847,000	¥643,500

技能実習1年目から特定技能5年目まで在籍した場合の費用。

# 行政書士への報酬は「コスト」ではなく、「投資」です



## 1. コンプライアンス遵守によるリスク回避

プロの視点と責任による確実な期限管理・書類作成で、うっかり失効や行政処分、そして何より「外国人のビザ不許可リスク」「事業停止リスク」を完全に排除します。



## 2. コストの透明化と利益確保

定額制の顧問契約をベースにすることで、退職・採用時の突発的なビザ申請コストが軽減されます。予算が組みやすくなり、長期的な事業計画・財務計画が安定します。



## 3. 本来業務への集中と事業拡大

専門性の高い書類作成の手間とストレスから完全に解放されます。スタッフ様は製造現場の管理や、新たな人材確保・営業など、利益を生み出す「本業」に専念できます。